

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年 5 月 30 日

金 曜 日

号 外

## 目 次

### 公安委員会規則

○富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

### 公安委員会規程

○富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程 44

## 規 則

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 5 月 30 日

富山県公安委員会委員長 高木 繁雄

### 富山県公安委員会規則第 3 号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第27条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 法第97条の 2 第 1 項第 3 号に規定する免許の特別申請

第27条第 6 項中「運転免許センター」の次に「、高岡運転免許更新センター」を加える。

第29条中「運転免許特別（受験）申請書」の次に「（様式第20号）」を、「運転免許受験手数料貼付書」の次に「（様式第20号の 1）」を加える。

第44条第 2 項中「令第37条の 7 第 1 号」を「令第37条の 7 第 2 項第 1 号」に改める。

第44条第 4 項中「主治の医師」の次に「（以下「主治医」という。）」を加える。

第44条に次の8項を加える。

- 5 公安委員会は、府令第18条の4第1項、府令第29条の3第2項及び府令第29条の5第1項に規定する適性検査を行う医師（以下「専門医」という。）の認定は、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気等に関し専門的な知識を有すると認められる医師のうちから行うものとする。
- 6 法第 101条の6第1項の規定による届出は、様式第26号の10により行うものとする。ただし、医師が記載を拒んだ場合は、届出受理書（様式第26号の11）にその届出内容を記録し、速やかに運転免許センター長へ報告するものとする。
- 7 前項の届出を受理した職員は、届出受理書（様式第26号の11）に様式第26号の10を添付し、速やかに運転免許センター長へ報告するものとする。
- 8 法第 101条の6第2項の規定による照会は、様式第26号の12により行うものとする。ただし、医師が記載を拒んだ場合は、確認要求受理書（様式第26号の13）にその届出内容を記録し、速やかに運転免許センター長へ報告するものとする。
- 9 前項の届出を受理した職員は、確認要求受理書（様式第26号の13）に様式第26号の12を添付し、速やかに運転免許センター長へ報告するものとする。
- 10 法第 101条の6第2項の規定による照会を受理した運転免許センター長は、回答書（様式第26号の14）により、速やかに回答するものとする。
- 11 法第 104条の2の3第1項の規定による停止処分の解除は、運転免許の効力停止処分解除通知書（様式第26号の15）により通知するものとする。
- 12 法第 104条の2の3第2項の規定による弁明の機会の付与は、弁明通知書（様式第26号の16）を交付し、行うものとする。

第44条の3第1項を次のように改める。

（運転経歴証明書の申請）

**第44条の3** 法第 104条の4第6項に規定する運転経歴証明書の申請は、府令第30条の9第4項に規定する通知書を受理した日から5年以内に、運転経歴証明書交付（再交付）申請書（様式第26号の12）に申請用写真を添付して、運転免許センター、高岡運転免許更新センター又は警察署に提出するものとする。ただし、運転免許センター及び高岡運転免許更新センターに提出する場合は、申請用写真の添付は要しない。

第44条の3第4項中「運転免許センター」の次に「、高岡運転免許更新センター」を加える。

様式第20号を様式第20号の1とし、様式第19号の3の次に次の1様式を加える。

様式第20号 (第27条及び第29条関係)

富山県公安委員会 殿 **運転免許特別(受験)申請書**

資料区分	20	51	52	53	54	55	56	57	A1	A3	A5	A7	平成 年 月 日							
フリガナ												大昭平	男	女	TEL	自宅・勤務先				
氏名												生年月日	大昭平	年	月	日	1	2		
本籍(国籍)												写真貼付				免許種別				
住所	富山県 市 郡											照合印								
免許証番号																				
受験免種	11	18	12	13	21	22	15	16	17	31	38	32	33	34						
	大型	大型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大型二	中型二	普通三	大特二	けん引二						
条件コード																				
試験事項	年月日												学	適性	技能					
	区分	裸	眼	矯	正	聴	視	野	深	視	力									
		けん引中・大型第二種	原小	付特	その他(8t限定)	コンタクト	けん引中・大型第二種	原小	付特	その他(8t限定)	適	左	右	度	1回	cm				
	左	0.5	0.1	0.3		0.5	0.1	0.3		0.5	0.1	0.3	否	度	2回	cm				
	右	0.5	0.1	0.3		0.5	0.1	0.3		0.5	0.1	0.3	計	度	3回	cm				
両眼	0.8	0.5	0.7		0.8	0.5	0.7		0.8	0.5	0.7		度	平均	cm					
失効	交付												交 付 公 安 委 員 会							
変更時のみ	旧氏名												旧生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日							
	旧住所																			
失効年	特定失効区分											やむを得ずの理由				外 免				
	①	②	③	④	病	気	身	体	拘	束	海	外	其	他	有	無				
	今回、6ヵ月以内のやむを得ず失効	前回も6ヵ月以内のやむを得ず失効	うっかり失効	6ヵ月経過																

この申請書は、機械で処理しますので、折曲げたり汚したりしないでください。

氏名・生年月日	年 月 日															
本籍・国籍																
住所																
交付	平成 年 月 日															
条件等	平成 年 月 日まで有効															
免許証番号																
免許年	第一種	二小原	年	月	日	有無										
第二種免許	その他	年	月	日	免許	大	中	大	小	原	けん引	大	中	大	けん引	
	年	月	日	種別	型	型	通	自	自	人	型	通	特	引		

整理券

このカードは、運転免許証と一緒に保管しないでください

暗証番号は、今回設定しません。

署名

(裏面)

質 問 票	
次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。	
1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	□はい □いいえ
2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	□はい □いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	□はい □いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・ 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・ 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	□はい □いいえ
5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	□はい □いいえ
富山県公安委員会 殿	年 月 日
上記のとおり回答します。	回答者署名  _____
(注意事項)	
1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取消しされ若しくは停止されることはありません。  (運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)	
2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。	
3 提出しない場合は手続きができません。	

様式第25号の裏面を次のように改める。

---

(裏面)

## 質 問 票

次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。

1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 □はい □いいえ

2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 □はい □いいえ

3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。 □はい □いいえ

4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。  
・ 飲酒を繰り返して、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 □はい □いいえ  
・ 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。

5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 □はい □いいえ

富山県公安委員会 殿

年 月 日

上記のとおり回答します。

回答者署名

## (注意事項)

1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取消しされ若しくは停止されることはありません。

(運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)

2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

3 提出しない場合は手続きができません。

様式第25号の3を次のように改める。

---



様式第25号の3 (第43条の2 関係)

運 転 免 許 証 更 新 申 請 書

公安委員会 殿

年 月 日

フリガナ			フリガナ				
氏 名	氏	名	住 所				
生年月日	大・昭・平	年	月	日	電 話	自 宅	機 帯
暗証番号	IC 免許証発行都道府県の方のみ				2	か	所
(暗証番号登録票は、確認のうえお持ち帰ってください)							

適性検査結果通知書

富山県公安委員会

--	--

適性検査欄	区分	裸 眼			適 正	聴 力	視 野						
		けん引 中・大型 第二種	原 小	付 特				その他 中 (8t限定)					
深視力	左	0.5	0.1	0.3	コンタクト	けん引 中・大型 第二種	原 小	付 特	その他 中 (8t限定)	適 否	左 度	右 度	計 度
	右	0.5	0.1	0.3	眼 鏡	0.5	0.1	0.3					
	両眼	0.8	0.5	0.7		0.5	0.5	0.7					
	1 回	cm				身体					検査者印		
2 回	cm			状 況									
3 回	cm			免 許									
平均	cm			条 件									

様式第26号を次のように改める。

---

様式第26号（第44条関係）

臨 時 適 性 検 査 通 知 書	
富免第            号 年 月 日	
住所	殿
富山県公安委員会 印	
道路交通法第 102 条第 4 項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。	
臨時適性検査の通知(運転免許の保留)	
なお、この通知を受け、適性検査を受けない場合は、	
運転免許の拒否又は臨時適性検査の通知(運転免許の保留)	
を受けることとなります。	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

※ 上記臨時適性検査（富山県公安委員会が認定する専門医による診察）の期日までに臨時適性検査を行う理由となった病気の診断結果が記載された主治医の診断書を富山県公安委員会に提出した場合には、この通知による臨時適性検査を受ける必要はありません。

※ この通知について不明な点がある場合には、富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係までお問い合わせください。

富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係 住所 富山県富山市高島62番地1 電話 076-472-5013（代） 076-451-2140
---

様式第26号の2を次のように改める。

---

## 様式第26号の2（第44条関係）

臨時適性検査通知書	
住所	富免第 号 年 月 日
殿	富山県公安委員会 印
第4項	
道路交通法第102条	に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知
第5項	
します。	
なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、運転免許の	
取 消 し	
の処分を受けることとなります。	
効力の停止	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

※ 上記臨時適性検査（富山県公安委員会が認定する専門医による診察）の期日までに臨時適性検査を行う理由となった病気の診断結果が記載された主治医の診断書を富山県公安委員会に提出した場合には、この通知による臨時適性検査を受ける必要はありません。

※ この通知について不明な点がある場合には、富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係までお問い合わせください。

富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係

住所 富山県富山市高島62番地1


電話 076-472-5013（代）

076-451-2140

様式第26号の3を次のように改める。

---

## 様式第26号の3（第44条関係）

臨時適性検査通知書（仮運転免許）	
富免第            号 年   月   日	
住所	殿
富山県公安委員会 	
道路交通法第 102 条第 4 項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知 します。	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備            考	

※ 上記臨時適性検査（富山県公安委員会が認定する専門医による診察）の期日までに臨時適性検査を行う理由となった病気の診断結果が記載された主治医の診断書を富山県公安委員会に提出した場合には、この通知による臨時適性検査を受ける必要はありません。

※ この通知について不明な点がある場合には、富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係までお問い合わせください。

富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係

住所 富山県富山市高島62番地1

電話 076-472-5013（代）

076-451-2140

様式第26号の4を次のように改める。



## 様式第26号の4（第44条関係）

臨時適性検査通知書（仮運転免許）	
住所	富免第 号 年 月 日
殿	富山県公安委員会 印
第4項	
道路交通法第102条	に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知
第5項	
します。	
なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合を除き、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- ※ 仮運転免許を受けた方がやむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、仮運転免許の取消しの処分を受けることはありません。
- ※ 上記臨時適性検査（富山県公安委員会が認定する専門医による診察）の期日までに臨時適性検査を行う理由となった病気の診断結果が記載された主治医の診断書を富山県公安委員会に提出した場合には、この通知による臨時適性検査を受ける必要はありません。
- ※ この通知について不明な点がある場合には、富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係までお問い合わせください。

富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係 住所 富山県富山市高島62番地1 電話 076-472-5013（代） 076-451-2140
---

様式第26号の5を次のように改める。

## 様式第26号の5（第44条関係）

臨時適性検査通知書（国際運転免許等）	
富免第 号 年 月 日	
住所	殿
富山県公安委員会 印	
道路交通法第 107 条の 4 第 1 項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので	
通知します。	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

※ 上記臨時適性検査（富山県公安委員会が認定する専門医による診察）の期日までに臨時適性検査を行う理由となった病気の診断結果が記載された主治医の診断書を富山県公安委員会に提出した場合には、この通知による臨時適性検査を受ける必要はありません。

※ この通知について不明な点がある場合には、富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係までお問い合わせください。

富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係

住所 富山県富山市高島62番地1

電話 076-472-5013（代）

076-451-2140

様式第26号の8を次のように改める。

様式第26号の8 (第44条関係)

適 性 検 査 受 検 命 令 書

富免第 年 月 号 日

住所

殿

富山県公安委員会 印

道路交通法第 90条第8項 第 103条第6項 の規定により、次のとおり適性検査の受検を命じます。

なお、この命令に違反して、検査を受けない場合は、運転免許の拒否保留し取消し効力の停止の処分を受けることとなります。

臨時適性検査を行う理由	
臨時適性検査を行う期日	
臨時適性検査を行う場所	
その 他 必 要 な 事 項	
備 考	

様式第26号の9を次のように改める。

様式第26号の9 (第44条関係)

診断書提出命令書

富免第 年 月 号 日

住所

殿

富山県公安委員会 印

道路交通法第 90 条第 8 項 第 103 条第 6 項 の規定により、主治医又は富山県公安委員会が認定する専門医の診断書の提出を命じます。

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、拒否  
保留  
取消し  
効力の停止 運転免許の処分を受けることとなります。

診 断 書 の 提 出 を 命 ず る 理 由	
診 断 書 の 提 出 期 限	
適 性 検 査 を 行 う 場 所	
そ の 他 必 要 な 事 項	
備 考	

※ 主治医とは、道路交通法施行規則第18条の4第1項及び第29条の5第1項に規定する主治の医師（かかりつけ医）のことです。

様式第26号の10を様式第26の17とし、様式第26号の12を様式第26号の18とし、様式第26号の13を様式第26号の19とし、様式第26号の9の次に次の7様式を加える。

---



様式第26号の10（第44条関係）

年 月 日

富山県公安委員会 殿

道路交通法第 101 条の 6 第 1 項の規定により届け出ます。

届出医師

住 所

医療機関名

氏 名



患 者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	( 歳)
病 名			
症 状			
参 考 事 項			

※ この様式を E-mail に添付して届出る場合は、PDF ファイルに変換してから送信してください。

様式第26号の11 (第44条関係)

運転免許センター長	副センター長	次 席	科 長	係
署 長	副署長	課 長	係	

届 出 受 理 書

運転免許センター長 殿

年 月 日

所属  
職名  
氏名

印

道路交通法第 101 条の 6 第 1 項に基づく届出を受理したので報告する。

受 理 日 時	年 月 日 ( ) 午前・後 時 分
受 理 者	所属 センター・課・署 職名 氏名
受 理 方 法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> その他 ( )
届 出	住 所
	氏 名
医 療 機 関 名	電 話 ( )
	確 認 方 法 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )
患 者	住 所
	氏 名 男 ・ 女
	生 年 月 日 ( 年 月 日 ( 歳 ) )
受 理 内 容 ( ・ 病 名 ) ( ・ 症 状 )	..... ..... ..... ..... ..... ..... .....
措 置 状 況	

様式第26号の12（第44条関係）

年 月 日

富山県公安委員会 殿

道路交通法第 101 条の 6 第 2 項の規定により確認を求めます。

要求医師

住 所

医療機関名

氏 名

㊦

患 者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	( 歳)

(回答書送付先)

医療機関名	
所在地	〒 -
電話番号	

※ この様式を E-mail に添付して送信する場合は、PDF ファイルに変換してから送信してください。

様式第26号の13 (第44条関係)

運転免許センター長	副センター長	次 席	科 長	係
署 長	副署長	課 長	係	

確 認 要 求 受 理 書

運転免許センター長 殿

年 月 日

所属  
職名  
氏名

印

道路交通法第 101 条の 6 第 2 項に基づく確認を求められたので報告する。

受 理 日 時	年 月 日 ( ) 午前・後 時 分		
受 理 者	所属 センター・課・署 職名 氏名		
受 理 方 法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> その他( )		
要 求 医 師	住 所		
	氏 名		
	医療機関名	電話 ( )	
	確認方法	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
患 者	住 所		
	氏 名	性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日 ( 歳 )	
受 理 内 容	..... ..... .....		
運 転 免 許 保 有 状 況	対象者に係る運転免許は、 年 月 日現在、 <input type="checkbox"/> 保有している。(種別 有効 ) <input type="checkbox"/> 保有していない。 但し、仮運転免許証を受けた者であるかは不明である。		

## 様式第26号の14（第44条関係）

## 回 答 書

年 月 日

殿

富山県公安委員会 印

道路交通法第 101 条の 6 第 2 項に基づき、下記のとおり回答します。

記

患 者	住 所			
	氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日 ( 歳 )		
運転免許の有無	対象者は、年 月 日現在、運転免許を <input type="checkbox"/> 受けた者である。 <input type="checkbox"/> 受けたものではない。 但し、仮運転免許証を受けた者であるかは、不明である。			

(備考)

この回答書の内容を他人に漏らした場合は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 134 条（秘密漏示）が適用されます。

## 様式第26号の15（第44条関係）

## 運転免許の効力停止処分解除通知書

道路交通法第 104 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、下記のとおりあなたの運転免許の効力停止処分を、 年 月 日付けで解除したので通知します。

年 月 日

富山県公安委員会 印

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
理 由	道路交通法第 103 条第 1 項第 号に該当しないことが明らかになったため

様式第26号の16（第44条関係）

弁 明 通 知 書

殿

年 月 日

富山県公安委員会 印

あなたに対する道路交通法第 104 条の 2 の 3 第 1 項の規定による運転免許の停止処分について、道路交通法第 104 条の 2 の 3 第 2 項の規定により、処分を受けた日から起算して 5 日以内に、下記の場所で弁明することができます。

なお、弁明は、代理人をもつて行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。

弁明することができる場所	富山県警察本部交通部運転免許センター 又は 警察署
--------------	------------------------------

---

(裏面)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明は、口頭により行います。
  - 2 あなたは、あなたに代わり代理人を出頭させることができます。代理人を出頭させるときは、指定された日までに、代理人の氏名、住所、代理人との関係及び弁明の機会の付与に関する一切の行為を委任する旨を記載した書面を提出して下さい。
  - 3 あなたは、補佐人を出頭させることができます。補佐人を出頭させるときは、指定した日までに、補佐人の氏名、住所、補佐人との関係及び補佐する事項を記載した書面を提出し、主宰者の許可を得て下さい。
  - 4 弁明は、指定された日までに行って下さい。ただし、特にやむを得ない事情があれば弁明の日時を変更することができますので、富山県警察本部交通部運転免許センター又は処分を受けた警察署に申し出て下さい。
  - 5 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由がなく指定された日までに弁明をしなかった場合は、弁明の機会の権利を放棄したものとみなします。
-



## 様式第26号の19（第44条の4 関係）

運転適性相談申出書		年 月 日
富山県公安委員会 殿		氏名
申 出 者 記 入 欄	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	
	相談目的	該当するものに○を付けて下さい。 受験(失効を含む)・更新・入校( 自校 )・その他( )
相談理由	<p>1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。</p> <p>2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。</p> <p>3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。</p> <p>4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・ 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・ 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。</p> <p>5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている</p>	
本人確認資料		
免 許 証 の 写 し		おもち うえら
備考欄		

様式第29号の3を次のように改める。

---

## 様式第29号の3（第48条関係）

取消処分者講習受講申込書								
年 月 日								
富山県公安委員会 又は 殿 指定講習機関								
申込者 住 所 氏 名 ① 生年月日 年 月 日生								
道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる取消処分者講習を受講したいので、講習手数料及び関係書類を添えて申し込みます。								
希望する講習区分	<input type="checkbox"/> 一般取消講習（ 月 日・ 月 日） <input type="checkbox"/> 飲酒取消講習（ 月 日・ 月 日）							
希望する学級	<input type="checkbox"/> 四輪（ <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大特 <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 二輪（ <input type="checkbox"/> 原付 <input type="checkbox"/> ）							
欠格期間満了日	年 月 日							
取消時に取得していた免許の種類	第 一 種 免 許	第 二 種 免 許						
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 大 中 普 大 大 普 小 原 け 自 自 ん 型 型 通 特 二 二 特 付 引	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 大 中 普 大 け ん 型 型 通 特 引						
仮運転免許証交付	<input type="checkbox"/> 有（有効期限 年 月 日） <input type="checkbox"/> 条件（ <input type="checkbox"/> A T <input type="checkbox"/> 眼鏡） <input type="checkbox"/> 無							
講習手数料	円（富山県収入証紙）							
申込書類 <input type="checkbox"/> 本籍記載の住民票 <input type="checkbox"/> 仮運転免許証 <input type="checkbox"/> 写真3枚 <input type="checkbox"/> 取消処分者講習通知書 <input type="checkbox"/> 運転免許取消し処分書	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>富山県収入証紙</td> <td>富山県収入証紙</td> <td>富山県収入証紙</td> </tr> <tr> <td>富山県収入証紙</td> <td>富山県収入証紙</td> <td>富山県収入証紙</td> </tr> </table>		富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙
	富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙					
富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙						
	写真貼付							

備考 1 免許の種類及び希望する講習欄は、該当する□に✓印を付けてください。

2 住所、氏名及び生年月日は、明瞭にかい書で記載してください。

3 「講習手数料」欄には富山県収入証紙を貼付してください。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第29号の4を次のように改める。

様式第29号の4（第48条関係）

第 号	写 真 貼 付
(打出印)	
<h2>取消処分者講習終了証明書</h2>	
住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
<p>上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の 2第1項第2号に掲げる取消処分者講習を終了した 者であることを証明する。</p>	
年 月 日	
富山県公安委員会	印
又は 指定講習機関	
管理者	印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第29号の5を次のように改める。



様式第29号の6を次のように改める。

---



様式第29号の6 (第48条関係)

取消処分者講習終了報告書

富山県公安委員会 殿

年 月 日

指定講習機関  
管 理 者



次の者について、道路交通法第 108条の2第1項第2号に掲げる

- 一般取消講習
  - 飲酒取消講習
- 取消処分者講習 を 年 月 日に終了したので、

取消処分者講習終了証明書の写しを添えて報告する。

番号	ふりがな 受講者氏名	生年月日	住 所	講習指導員名

備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第38号を次のように改める。

様式第38号 (第55条関係)

初心運転者講習結果報告書

富山県公安委員会 殿

年 月 日

指定講習機関  
管 理 者



下記の者に対して、道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に規定する講習を  
年 月 日に終了したので報告する。

整理 番号	氏 名 生年月日	住 所	性 別	講習の 種 類	免証番号	講 習 指導員名	効果 測定 結果	終了 証書 番号
			男・女	普通 大自 原付			優良可	
			男・女	普通 大自 原付			優良可	
			男・女	普通 大自 原付			優良可	
			男・女	普通 大自 原付			優良可	
			男・女	普通 大自 原付			優良可	
			男・女	普通 大自 原付			優良可	
			男・女	普通 大自 原付			優良可	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

**附 則**

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

~~~~~  
**規 程**  
~~~~~

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め、公布する。

平成26年5月30日

富山県公安委員会委員長 高木 繁雄

**富山県公安委員会規程第1号**

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程（昭和61年富山県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表の富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）の項の13中「第36条」を「第37条」に改める。

別表の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）の項の9中「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

別表の警備業法（昭和47年法律第117号）の項の15を16とし、5から14までを1ずつ繰り下げ、4の次に次のように加える。

5 第10条第1項の規定による警備業廃止届出書の受理

別表の警備業法（昭和47年法律第117号）の項の6中「第1項」及び「警備業の廃止又は」を削る。

別表の警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）の項の1中「第7条第2項」を「第7条」に、「認定証書換え申請書」を「認定証再交付申請書」に改める。

別表の警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）の項の6を7とし、2から5までを1ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

2 第20条の規定による認定証書換え申請書の受理

別表の警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）の項の3中「第2項」を「第3項」に改める。

別表の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の項中「第9条」を「第8条」に、「第13条」を「第14条」に、「第14条」を「第15条」に、「第15条」を「第16号」に、「第16条」を「第17条」に改める。

別表の不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の項中「第6条」を「第9条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の項の25中「第9条の13」の次に「第1項の規定による年少射撃資格認定及び」を加える。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の項の28中「同条第5項」を「同条第4項」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の項の29中「第10条の9」を「第10条の9第1項」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の項の45(2)中「多衆」を「、多衆」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の19中「第58条の19」を「第58条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の20中「第68条の28」を「第68条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の23を削り、24を23とし、以下1ずつ繰り上げる。

別表の高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）の項中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に改める。

別表の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の項の1中「第59条の2」を「第59条」に改める。

別表の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の項の3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 第62条の3の規定による核燃料物質等の運搬に係る事故発生報告の受理

別表の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の項の3中「製錬事業者等」を「原子力事業者等」に改める。

別表の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第

166号) の項の次に次の項を加える。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）	1	第50条の規定による運搬証明書の返納の受理
	2	第51条の規定による公安委員会相互の措置

別表の核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令（昭和53年総理府令第48号）の項を削る。

別表の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）の項の1中「第18条の2」を「第18条」に改める。

別表の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）の項の次に次の項を加える。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）	第18条の規定による届出書及び運搬の指示内容に係る他の公安委員会への通知
--	--------------------------------------

別表の放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令（昭和56年総理布令第30号）の項を次のように改める。

放射性同位元素等による運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号）	第2条の規定による放射性同位元素等運搬届出書の交付
--	---------------------------

別表の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）の項の4中「第1項及び第2項」を削る。

別表の道路交通法（昭和35年法律第105号）の項の41を次のように改める。

41 第90条第8項の規定による適性検査の受検等命令又は診断書の提出命令及び第90条第11項の規定による他の公安委員会への通知

別表の道路交通法（昭和35年法律第 105号）の項の97を 101とし、63から96までを4ずつ繰り下げ、62の項の次に次のように加える。

63 第 101条の 5 の規定による報告の徴収

64 第 101条の 6 第 1 項の規定による医師からの届け出の受理に関すること

65 第 101条の 6 第 2 項の規定による回答に関すること

66 第 101条の 6 第 4 項の規定による居住地を管轄する公安委員会への通知

別表の道路交通法（昭和35年法律第 105号）の項の67中「臨時適性検査の通知」の次に「及び第102条第 4 項の規定による他の公安委員会への通報」を加える。

別表の道路交通法（昭和35年法律第 105号）の項の 101を 103とし、70から 100までを2ずつ繰り下げ、69の次に次のように加える。

70 第 104条の 2 の 3 第 1 項の規定による免許の効力の停止に関すること

71 第104条の 2 の 3 第 2 項の規定による弁明の機会の付与に関すること

別表の道路交通法（昭和35年法律第 105号）の項の 103を 104とし、78から 102までを1ずつ繰り下げ、77の次に次のように加える。

78 第 107条の 3 の 2 の規定による報告の徴収

別表の道路交通法（昭和35年法律第 105号）の項の94中「申請の受理」を「許可」に改める。

別表の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の項の 7 中「受験等命令」の次に「及び専門的な知識を有する医師の認定」を加える。

別表の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の項の24を26とし、14から23までを2ずつ繰り下げ、13の次に次のように加える。

14 第29条の 3 第 2 項の規定による専門的な知識を有する医師の認定

15 第29条の 5 の規定による免許の効力の停止に係る適性検査の受検等命令及び専門的な知識を有する医師の認定

別表の富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第 2 号）の項の16中「第43条の 2 」を「第43条の 4 」に、「受理」を「受理等」に改める。

別表の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）の項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）」を「高齢者、

障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」に、「第6条第4項」を「第25条第8項」に、「第6条第10項」を「第25条第13項」に、「第6条第5項」を「第25条第9項」に、「第6条第7項」を「第25条第8項」に、「協力」を「協議」に、「第6条第8項」を「第25条第11項」に、「基本構想の写し」を「基本構想」に、「第10条第5項」を「第31条第4項」に、「第10条第8項」を「第31条第7項」に、「第10条第7項」を「第31条第6項」に、「第11条」を「第36条」に改める。

### 附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。